

一般社団法人 鬼北町農業公社作業料金表

10アール(1反)当たり

受託対象農地：原則として圃場整備がなされている農地。ただし未整備農地であっても機械の乗り入れが可能で、面積が概ね10アール(1反)以上あれば対象となります。

記号	作業名	基本料金 10アール当たり 消費税別	備考
A	耕起(収穫後1回目)	7,500円	土壤改良剤(粒剤・粉剤)散布(別料金)
B	耕起(収穫後2回目)	5,000円	公社で1回目の耕起作業を行った場合のみ
C	代かき	7,500円	
D	田植	6,500円	肥料同時散布(別料金) 除草剤同時散布(別料金)※注1
E	稻刈	19,500円	カントリーエエベーター持ち込みまで ふち刈りは公社で行います
F	5作業セット	45,000円	A+B+C+D+E(散布作業除く)
G	4作業セット	40,500円	A又はB+C+D+E(散布作業除く)
H	3作業セット	33,000円	C+D+E(散布作業除く)
I	あぜ塗	100円	1メートル当たり
J	稻刈後の二番穂(稻の藁)処理	2,000円	
※トラクター片培土によるあぜぎわの残耕処理作業を始めました。			
作業料金は500円～2,000円(税別)、作業条件で異なりますので別途協議させていただきます。			

※次のような場合は、基本料金の上に割増料金をいただきます。

10アール当たりの要件別割増限度額 単位：円

作業名	要件								
	10a 未満	変形 圃場	土壤改良 剤散布	苗 運搬	田植同時 施肥	田植同時 除草剤散布	倒伏 2～5割	倒伏 5割以上	湿田
耕起	100	100	1,500	—	—	—	—	—	—
代かき	100	100	—	—	—	—	—	—	—
田植	100	100	—	1,000	1,500	1,500	—	—	—
稻刈	1,000	1,000	—	—	—	—	2,000	4,000	2,500

(金額は上限度額であり、作業効率等により金額が異なります。)

(消費税及び地方消費税は10%となります。)

※注1 田植と同時に薬剤散布機による除草剤(粒剤)散布が出来ます。ただし移植時に登録のある農薬に限ります。(例:カチボシ粒剤等)

登録の無い除草剤・液剤・ジャンボパック等は対象外です。

申込みにあたっての留意点

- 事前申込みが無く現地もしくは当日電話等で作業を依頼された場合、作業計画に基づき当日の作業を実施しているためお引受けは出来ません。
(但し、速やかに現地確認・調査を行い作業日程等はご連絡させていただきます。)
- 機械による作業が不可能であると判断した場合は受託をお引受け出来ません。